

図 6

<b>統計委員会修正案</b>					
<p><b>補問15-1</b> どのような機会に健診等を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>※ 1~3の各機関が指示する医療機関で受けた場合は、それぞれの機関の番号に○をつけてください。</p> <table border="1"><tr><td>1 市区町村が実施した健診</td></tr><tr><td>2 勤め先又は健康保険組合等 (家族の勤め先を含む) が実施した健診</td></tr><tr><td>3 学校が実施した健診</td></tr><tr><td>4 人間ドック (上記1~3以外の健診で行うもの)</td></tr><tr><td>5 その他</td></tr></table>	1 市区町村が実施した健診	2 勤め先又は健康保険組合等 (家族の勤め先を含む) が実施した健診	3 学校が実施した健診	4 人間ドック (上記1~3以外の健診で行うもの)	5 その他
1 市区町村が実施した健診					
2 勤め先又は健康保険組合等 (家族の勤め先を含む) が実施した健診					
3 学校が実施した健診					
4 人間ドック (上記1~3以外の健診で行うもの)					
5 その他					

#### (力) 「がん検診の状況」の変更

本申請では、健康票のがん検診の受診機会に係る調査事項について、これまで過去1年間のがん検診の状況を「勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ」によりがん検診を受診したかどうかのみを把握していたが、以下のとおり（図7参照）、新たに「市区町村からのお知らせ」及び「その他」によりがん検診を受診した場合の選択肢を追加する計画である。

これについては、以下の理由から、おおむね適当である。

① がん対策基本法（平成18年法律第98号）第9条第1項の規定に基づき策定された「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）において、5年以内に達成すべき目標として掲げられているがん検診受診率50%（胃、肺及び大腸は当面40%）の達成に向け、当該目標の達成状況の把握とともに、がん検診の受診機会を包括的に把握することにより、がん検診の受診が低調な原因の分析が可能となり、受診勧奨を行うべき対象や手法等、受診率向上に向けてより実行性のある対策の検討に資するものと認められること。

② がん対策推進基本計画において、がんの早期発見のために取り組むべき施策として、「市町村によるがん検診に加えて、職域のがん検診や、個人で受診するがん検診、さらに、がん種によっては医療や定期健診の中でがん検診の検査項目が実施されていることについて、その実態のより正確な分析を行う。」とされていることを踏まえた選択肢の設定となっていること。

ただし、がん対策上より重要なかつ必要なデータを得るとともに、報告者に混乱を生じさせないようにするために、上記（オ）の健診等の受診状況等に係る調査事項との整合性を図り、以下のとおり、修正する必要があることを指摘する。

① 上記（オ）の「健診等の受診状況等」と同様に、どこからのお知らせで受診したかではなく、どこが実施した検診を実際に受診したかを把握する設問とするとともに、選択肢の順番について、「市区町村が実施した検診」「勤め先又は健康保健組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診」及び「そ

の他」の順とすること（図8参照）。

- ② 補問である過去2年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況に係る調査事項についても、子宮がん（子宮頸がん）検診、乳がん検診それぞれについて、上記①と同様の修正を行うこと（図9参照）。

図 7

		<b>変更案</b>
<p>※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中 で受診したものも含みます。</p> <p><b>質問16</b> あなたは過去1年に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの 検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に 受診したのかお答えください。</p>		
<p>胃がん検診(胃によるレントゲン撮影や内視鏡 (胃がん、アゴガードによる撮影など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他</p>
<p>肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん) 検査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他</p>
<p>子宮がん（子宮頸がん）検診(子宮の細胞検 査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他</p>
<p>乳がん検診(ワイヤーラジ撮影や乳房超音波(1D)- 検査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他</p>
<p>大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他</p>

		<b>現 行</b>
<p>※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中 で受診したものも含みます。</p> <p><b>質問16</b> あなたは過去1年に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの 検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、勤め先（家族の勤 め先を含む）での受診状況をお答えください。</p>		
<p>胃がん検診(胃によるレントゲン撮影や内視鏡 (胃がん、アゴガードによる撮影など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>勤め先（家族の勤め先を含む）からの お知らせで受けましたか。</p> <p>1 はい    2 いいえ</p>
<p>肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん) 検査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>勤め先（家族の勤め先を含む）からの お知らせで受けましたか。</p> <p>1 はい    2 いいえ</p>
<p>子宮がん検診(子宮の細胞検査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>勤め先（家族の勤め先を含む）からの お知らせで受けましたか。</p> <p>1 はい    2 いいえ</p>
<p>乳がん検診(ワイヤーラジ撮影や乳房超音波(1D)- 検査など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>勤め先（家族の勤め先を含む）からの お知らせで受けましたか。</p> <p>1 はい    2 いいえ</p>
<p>大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)</p> <p>1 受けなかった    2 受けた</p>		<p>勤め先（家族の勤め先を含む）からの お知らせで受けましたか。</p> <p>1 はい    2 いいえ</p>

図 8

<b>統計委員会修正案</b>	
<p><b>質問16</b> あなたは過去1年間に、下記のらつのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。</p>	
<p>● 女性がん検診(ワクチンによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● 他のがん検診(胸のレントゲン撮影や聴取(かくしながら)検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● 子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● 乳がん検診(ワクチン撮影や乳房超音波(エコー)検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● 大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	

図 9

<b>統計委員会修正案</b>	
<p><b>補問16-1</b> あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>● 子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● 乳がん検診(ワクチン撮影や乳房超音波(エコー)検査など)</p>	
1 受けなかった	2 受けた
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	
<p>● どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>	
<p><b>現 行</b></p>	
<p><b>補問16-1</b> あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p>	
<p>1 子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など) 2 乳がん検診(ワクチン撮影や乳房超音波(エコー)検査など) 3 1~2は受けていない</p>	

## (キ) 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等

### ① 「公的年金・恩給の受給状況」の変更

本申請では、世帯票の公的年金・恩給の受給状況に係る調査事項について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されたことを踏まえ、以下のとおり（図10参照）、年金等の受給区分として、新たに「基礎年金と厚生年金と共に済年金」の選択肢を追加する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化の施行日前に共済年金の受給権を有する者及び施行日前に共済年金への加入期間を有する者は、今後、老齢基礎年金と併せて3種類の年金を受給することとなることを踏まえて変更するものであり、適当である。

図10

変更案	
<b>質問7 公的年金・恩給の受給状況</b> 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。	
受給している	01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共に済年金 <b>04 基礎年金と厚生年金と共に済年金</b> 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 11 受給していない
	08 共済年金 09 恩給 10 その他
現 行	
<b>質問7 公的年金・恩給の受給状況</b> 受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。	
受給している	1 基礎年金 2 基礎年金と厚生年金 3 基礎年金と共に済年金 4 国民年金 5 福祉年金 6 厚生年金 10 受給していない
	7 共済年金 8 恩給 9 その他

### ② 「手助けや見守りをする者で自立の状況になってからの期間」の変更

本申請では、世帯票の手助けや見守りをする者で自立の状況になってからの期間に係る調査事項について、これまで「1～3ヶ月未満」等と「～」で表記していた選択肢について、報告者に当該期間をより分かりやすく示すため、以下のとおり（図11参照）、「1ヶ月以上3ヶ月未満」等に表記を変更する計画であり、おおむね適当である。

ただし、これについては、「1ヶ月以上3ヶ月未満」等と表記を変更することにより、選択肢に漢字表記が並ぶこととなり、報告者に対して心理的負担感を与えることも懸念されることから、以下のとおり（図12参照）、従前

どおりに「1～3月未満」等の表記とする必要があることを指摘する。

図11

<b>変更案</b>											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table border="1"><tr><td>1 1月末満</td><td>6 3年以上5年未満</td></tr><tr><td>2 1月以上3月未満</td><td>7 5年以上10年未満</td></tr><tr><td>3 3月以上6月未満</td><td>8 10年以上20年未満</td></tr><tr><td>4 6月以上1年未満</td><td>9 20年以上</td></tr><tr><td>5 1年以上3年未満</td><td></td></tr></table>	1 1月末満	6 3年以上5年未満	2 1月以上3月未満	7 5年以上10年未満	3 3月以上6月未満	8 10年以上20年未満	4 6月以上1年未満	9 20年以上	5 1年以上3年未満	
1 1月末満	6 3年以上5年未満										
2 1月以上3月未満	7 5年以上10年未満										
3 3月以上6月未満	8 10年以上20年未満										
4 6月以上1年未満	9 20年以上										
5 1年以上3年未満											
<b>現 行</b>											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table border="1"><tr><td>1 1月末満</td><td>6 3～5年未満</td></tr><tr><td>2 1～3月未満</td><td>7 5～10年未満</td></tr><tr><td>3 3～6月未満</td><td>8 10～20年未満</td></tr><tr><td>4 6月～1年未満</td><td>9 20年以上</td></tr><tr><td>5 1～3年未満</td><td></td></tr></table>	1 1月末満	6 3～5年未満	2 1～3月未満	7 5～10年未満	3 3～6月未満	8 10～20年未満	4 6月～1年未満	9 20年以上	5 1～3年未満	
1 1月末満	6 3～5年未満										
2 1～3月未満	7 5～10年未満										
3 3～6月未満	8 10～20年未満										
4 6月～1年未満	9 20年以上										
5 1～3年未満											

図 12

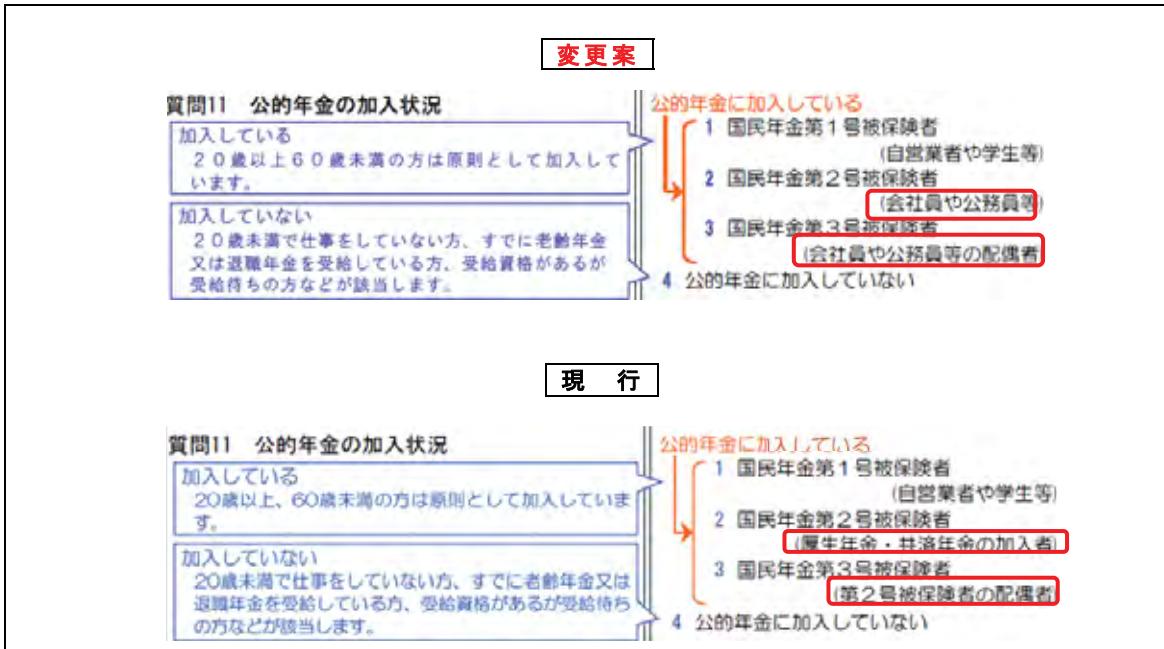
<b>統計委員会修正案</b>											
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。	<table border="1"><tr><td>1 1月末満</td><td>6 3～5年未満</td></tr><tr><td>2 1～3月未満</td><td>7 5～10年未満</td></tr><tr><td>3 3～6月未満</td><td>8 10～20年未満</td></tr><tr><td>4 6月～1年未満</td><td>9 20年以上</td></tr><tr><td>5 1～3年未満</td><td></td></tr></table>	1 1月末満	6 3～5年未満	2 1～3月未満	7 5～10年未満	3 3～6月未満	8 10～20年未満	4 6月～1年未満	9 20年以上	5 1～3年未満	
1 1月末満	6 3～5年未満										
2 1～3月未満	7 5～10年未満										
3 3～6月未満	8 10～20年未満										
4 6月～1年未満	9 20年以上										
5 1～3年未満											

### ③ 「公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）」の変更

本申請では、世帯票の公的年金の加入状況に係る調査事項について、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を以下のとおり（図13参照）、それぞれ変更する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から共済年金が厚生年金に統一されたことを踏まえ、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を変更するものであり、適当である。

図13



#### ④ 「介護サービスの利用状況」の変更

本申請では、介護票の介護サービスの利用状況に係る調査事項について、介護保険制度に基づく介護サービスのうち、「訪問系サービス」の介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の介護予防通所介護が、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から29年度末までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行<sup>(注)</sup>することに伴い、以下のとおり（図14参照）、これらの選択肢中に「（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス（又は通所系サービス）を含む）」との説明書きを追加する計画である。

（注）介護保険制度における予防給付は全国一律の基準で給付されているが、予防給付における介護サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、市区町村において地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地域支援事業（高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市区町村が実施する事業）として、予防給付から総合事業に移行することとなったものである。

これについては、これまで要支援者に対する介護予防サービス（予防給付）として給付されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成29年度末までに総合事業に移行されることになったことを踏まえ、選択肢の「訪問系サービス」の1つである介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の1つである介護予防通所介護には、それぞれ総合事業におけるサービスも含まれることを明示することとしているものであり、適当である。